2026.11.13

自治体備蓄促進に向けた調査検討業務 有識者会議
官民連携分科会（第2回） 説明資料

本日のアジェンダ

官民連携分科会（第2回）：2026年11月13日（金）
※第1回や委員の皆様に回答いただいた意見アンケート回答の内容を踏まえ、減算の「条件」と「役割分担」の事務局案を示し、方向性についてご意見をいただく

議事	ゴール	ページ
本日のテーマと進め方	第2回の位置付けと議論の進め方の確認	3
第1回の振り返り	第1回の主な意見と、意見アンケート回答の回答状況の確認	4～6
① 減算の条件（Q1～Q5共通）	減算を判断する観点	7～8
② 都道府県の役割（Q1）・住民備蓄（Q3）	都道府県の役割案、住民備蓄の扱いの確認	9～10
③ 企業との連携（Q4・Q5）	数量の確約がない協定の扱い、協定・契約に定めるべき事項の確認	11
④ モデルケース（案）	第3回で取りまとめるモデルケース候補の確認	12
今後の進め方	検討会への中間報告と第3回に向けた確認	13

本日のテーマと進め方

本日のテーマ：減算の「条件」と「役割分担」の具体化

第1回のご意見と委員ご意見アンケート回答の回答をもとに、どの連携を、どの条件なら差し引けるかの方向性を確認します。

本日の位置付け

- 第2回は「案の検討」。各論点の方向性の確認を目指します
- 整理結果は第2回検討会（11/19）へ中間報告し、最終的な判断は検討会で行います

ご発言のお願い

- 事務局案への賛否と、修正が必要な点を中心にお願いします
- 「この条件なら可能」「ここが難しい」など、理由も併せてお示しください

ご参加の皆様へ

- 議論は委員を中心に進めます
- オブザーバーの方は終盤の補足枠でお願いします
- 傍聴の方はご発言をお控えいただき、ご意見は会議後に事務局へお寄せください

【前提（第1回から継続）】

- 判断の軸は、協定・契約の有無ではなく「数量が確認でき、発災から3日目までに実際に届くか」（判断軸の一つ）
- 想定避難者は避難所避難者を中心に避難所外避難者も考慮
- 減算は差し引く量（Qred）で扱い、避難者数Nは変えない

第1回の主なご意見と対応方針（Q1～Q5）

類型	第1回の主なご意見（行司ファシリテーターの整理を含む）	対応方針（本日の資料）
Q1 分担備蓄	・広域災害では、都道府県が備蓄の所在・数量を把握し、広域調整を担うことが重要	都道府県の役割（案）を提示
Q2 市町村間連携	・遠方の自治体との協定は有効だが、何を・いつ・どこまで届けられるかの確認が必要	「3日目まで」に届くなら減算の対象、「4日目以降」に届くなら補完として整理
Q3 住民備蓄	・住民の備蓄量把握や避難所への持参を前提とした減算は難しい。在宅避難を含め整理が必要	住民調査等で実態を把握を前提とする案や、在宅避難の備えとしての位置付けを提示
Q4 企業との協定	・数量の確約がない協定の扱い（ゼロ評価か、一定程度を見込むか） ・企業在庫は、倉庫在庫と店舗在庫を分けて考えた方がよい	各協定の扱いの方向性（案）と、協定・契約に定めるべき事項を提示
Q5 企業との契約	・保管・企業負担・輸送等実効性の確認が必要 ・被災地域内の企業在庫を全量算入することは慎重に	保管場所・引渡し・輸送、保管拠点の同時被災リスクを観点として整理
全体総括	・帳簿上の数量ではなく、災害時に実際に使える量が必要な場所まで届くかを担保することが重要	減算を判断する観点（案）を整理

委員ご意見アンケート回答の回答結果①（Q1～Q3）

【委員ご意見アンケート回答】N＝7（設問により回答数が異なる）。各類型の減算可否を4択で回答し、理由を記入

類型	対象	可	条件付	不可	保留	事務局案	主な条件・ご意見	事務局の対応（案）
Q1 分担備蓄	ア 品目・数量で分担	—	6	—	—	条件付	・品目・数量等を事前に合意し、**3日目までの配送を確認できる分に限る** ・県の備蓄量を明確にし、減算できる数量を示すことが必要 ・県・市町村で備蓄量を**明確に分担している場合は、既存の分担方法も認める** ・**県は市町村の備蓄を補う役割** 👉基本8品目やベッド等**市町村だけでは確保しにくい物資を中心に補完する**ことも ・孤立が想定される地域には、あらかじめ備蓄を分散配置する案も	条件付で減算可（イの上限は都道府県が実際に持つ量）。 「都道府県の役割（p.9）」
	イ 割合で分担	1	5	—	—	上限あり		
Q2 市町村間連携	ア 県内の離れた市町村	—	6	—	—	条件付	・離れた市町村・県外は、品目・数量・輸送主体・優先順位を事前に決め、**3日目までの到着を確認できる分に限る** ・**遠方**との連携は同時被災を避けやすい一方、**到着に時間がかかる。3日以内に届かない分は4日目以降の補完とする案も** ・近隣市町村は同時被災の可能性が高く、確実な供給を見込みにくい ・県境をまたぐ隣接市町村も含め、**「近隣」の範囲を整理する必要** ・**広域応援は、まず県・市町村の役割分担を明確にした上で検討**	ア・イは3日目までに届く分に限り条件付で減算（p.7）。 ウ・エは原則減算せず、4日目以降の補完（p.8）。 ※ア・イは「条件付」で一致、ウ・エは「不可」「保留」に分かれた
	イ 県外の市町村	—	6	—	—	条件付		
	ウ 近隣の市町村	—	1	4	1	対象外		
	エ 都道府県間の広域応援	—	1	3	2	対象外		
Q3 住民備蓄	ア 地区・自主防災組織	1	3	—	2	条件付	・地域での備蓄は、**地区防災計画に品目・数量・保管場所が明記され、点検で確認できる分に限る。避難所向けか在宅向けかを区別することも必要**では ・住民主体の備蓄で**数量まで求めると、結果、自治体の費用負担へとつながるのではないか** ・**避難者が持参する量は事前に確定できないため、原則として減算しない** 👉**住民調査等で備蓄実態を把握できる場合は、一定量を減算する考え方もある** ※**「在宅避難の備えとして別に整理」5名、「減算で扱う」1名**	原則は減算に含めず、在宅避難の備えとして別途整理（p.10）
	イ 避難者持参分	—	1	3	2	根拠を示せる分		

委員ご意見アンケート回答の回答結果②（Q4・Q5・共通・その他）

類型	対象	可	条件付	不可	保留	事務局案	主な条件・ご意見	事務局の対応（案）
Q4 企業との協定	ア 数量の約束なし	—	—	6	1	対象外	・在庫量や到着時期が確定しておらず、**確実性に欠ける** **・小規模自治体ほど、企業に在庫確保を求めにくい**のでは ・一律「減算ゼロ」ではなく、**最低限の供給量を見込める協定は減算対象とする**ことも	アは減算の対象外とし、4日目以降の補完に位置づけ。 イは数量・到着日数・輸送手段を明記した分に限り検討（p.11）
	イ 数量の約束あり	—	4	1	2	要議論	・最低確保数量・優先順位・費用負担・輸送方法を事前に明確に（**実効性担保**） ・訓練等で、**3日目までに届くことを確認できる分に限って減算** ・自治体が運ぶことは難しいため、企業側の**輸送含め事前に検討を** ・県や**大規模自治体が確保し、他の市町村へ配分する仕組みも**検討を	
Q5 企業との契約	ア 自治体の倉庫を使う	6	1	—	—	可	・数量・引渡し時期・輸送方法・費用負担を**契約で明確にした分は、減算対象とできる** ・企業の倉庫が被災する場合に備え、代替の保管場所や輸送手段も確認する必要も ・契約による確保は、**財政力などの面から活用できる自治体が限られる可能性** ・被災地内の倉庫分を減算する場合は、倉庫の被災リスクや輸送手段を確認する必要 →**※被災地内に倉庫がある場合の意見** **「一部のみ減算」5名、「全量減算」1名、「減算しない」1名**	減算の対象。被災地内の倉庫分は輸送手段と優先順位を取り決めた分に限る（p.11）
	イ 引渡し数量を事前に決定	2	4	—	1	可		
	ウ 企業備蓄	2	5	—	—	可		
「発災～3日目」の減算対象と「4日目以降」の補完的な連携を分けて整理することについて →賛成6名・反対1名						—	・4日目以降まで含めると際限がない。**半島部など3日目までは現物備蓄で対応せざるを得ない地域もある** ・3日目で一律に区切らず、地域別の到達時間も検証を。4日目以降の連携は避難所環境の改善に重要 **・4日目以降でも、確実に届くことが分かっている物資なら減算対象にしてもよいのでは**	この区分で進め、孤立が想定される地域は個別に確認（p.8）
企業が協力しやすい仕組み案、 その他（自由記述）						—	**・自治体の費用負担**、最低確保数量と在庫共有、要請条件の明示、複数の輸送手段などを**事前に定める** ・県の役割や、県と企業の協定の経路、設備（マンホールトイレ等）の扱いを明確にすることも必要では ・過去の災害実績との整合、発災後のタイムライン目標、荷役・受入れからラストワンマイルまでの物流の実効性の確認も必要と考える	各論点のスライドで扱い、第3回分科会以降も整理

【Q1～Q5】減算の条件（案）：実効性を加味した減算条件

【前提】前回議論を踏まえ、減算は帳簿上の数量だけでなく、「3日目までに届くか」も並行して考える
👉「届くか」を①～④の観点で整理し、⑤で①～④が災害時に機能するかを確認

類型	① 数量	② 到達時期	③ 輸送手段	④ 保管場所（同時被災リスク考慮）	⑤運用の確実性確認方法	扱い（案）
Q1 分担備蓄（都道府県と管内市町村）	品目含め事前合意	3日目までに配分・到着	事前に取決め	都道府県備蓄は分散して保管	要領等に役割を明記し、訓練で配分・到着を確認	条件付
Q2 市町村間連携（離れた市町村・都道府県外）	協定に品目も含め明記	3日目までに到着	事前に取決め	相手自治体の保管場所	訓練で到着を確認	条件付
Q3 住民備蓄（地区・自主防災組織）	地区防災計画に品目・数量を明記	—	—	計画に保管場所を明記	定期点検で数量を確認	要議論
Q4 企業との協定	最低確保数量を明記	3日目までの到着	複数の輸送手段（自衛隊等）を取決め	供給元を複数個所へ分散	在庫を共有・定期確認し、訓練で到着を確認	要議論
Q5 企業との契約	引渡し数量・保管料等を契約で確約	3日目までに到着	契約時取決め	契約で決めた場所（被災地内は要議論）	在庫報告・引渡し訓練で確認	減算可

ご議論いただきたい点（Q1～Q5共通）

- **「届く」とみなす基準：**
②到達時期・③輸送手段について、何を事前に定めていれば「3日目までに届く」とみなせるか（輸送主体・ルート・優先順位等）
- **⑤の確認の水準：**
要領・協定等への明記で足りるか、在庫確認や訓練まで求めるか
- **同時被災リスク：**
被災地内の都道府県備蓄・企業倉庫等は、全量・一部・対象外いずれの扱いとするか
（被災地内の契約倉庫はアンケート回答回答で「一部のみ減算」が5名）
- **③輸送手段：**
輸送主体・輸送ルートだけでなく、荷役・受入れ・ラストワンマイルまで事前に確認する必要があるか
- **その他不足している観点等があれば**

減算の対象外（整理案）

- 国のプッシュ型支援（4日目以降の補完）
- 都道府県間の広域応援（数量・到着時期の事前合意がない場合）
- 近隣市町村との連携（同時被災の可能性が高いため。「近隣」の範囲は要整理）
- 交付金等による都道府県の財政支援（例：静岡県。物資は市町村の備蓄として計上）

【Q3除き共通】発災「3日目まで」と「4日目以降」の考え方

1～3日目：減算の対象
（条件付き）Q1分担備蓄・Q2市町村間連携（ア・イ）、Q4イ・Q5企業との協定・契約

4日目以降：補完（減算しない）
国のプッシュ型支援、遠方（3日目までに届かない分）・近隣市町村・広域応援、数量の約束がない企業協定（Q4ア） など

※要配慮者向け品目は、代替が難しく調達にも時間を要するため、昨年度の検討において基本日数を7日と整理済み。
「4日目以降は補完」の区分とは分けて考える。

ご意見を伺いたい点

① 4日目以降に確実に届く物資の扱い
4日目以降は一律に「補完」とするか。数量・到着時期が協定等で確実な分は、減算に含める余地を残すか

② 地域特性による「3日目まで」の考え方
半島部・孤立が想定される地域など、3日目までに外部から届きにくい地域では、減算の対象をどう考えるか
👉孤立期間等を踏まえた必要備蓄日数の上乗せと、連携による減算の可否を分けて整理することもありか（都道府県備蓄の事前配置はp.9④）
└ 前回意見：能登半島地震では県外支援に4日～1週間、物流事業者の協定が動いたのは1週間以降

③ 4日目以降の補完の計画上の位置付け
減算としない連携（3日目までに届かない遠方自治体の応援・数量の約束がない企業協定等）を、備蓄計画や受援計画にどう書き込み、品目・役割を事前に定めておくか
└前回意見： 県外協定は、国のプッシュ型支援では届きにくい物資を依頼しやすくする役割がある

④ 国と自治体の要請が重なった場合の優先順位
発災直後、企業に国と自治体の双方から要請が重なる場合、減算対象とした数量の供給をどう担保するか（協定への明記など）
└前回意見：大規模災害時は協定対応より国のプッシュ型支援を優先する場合があるが自治体優先でよいとの意見もあり

⑤ 4日目以降の物資を被災者まで届ける手段
プッシュ型支援等で届いた物資を避難所まで届けるため、自衛隊等の役割や物流拠点をどう示すか（減算の考え方とは切り分け）
└ 第1回：能登半島地震では自衛隊がラストワンマイルを担った。大規模駐屯地を物流拠点として活用する案

参考：徳島県：1日目＝住民、2日目＝市町村、3日目＝県、4日目以降＝流通・国等という考え方

【Q1】都道府県の役割（案）

1 備蓄の把握・可視化

都道府県内の備蓄の所在・数量を都道府県が把握し、市町村と共有する

委員のご意見

・徳島県は県・市町村備蓄（避難所ごとの備蓄状況）の所在等を公表し、可視化を進めている（第1回）

・減算できる数量を示すためにも、県の備蓄量の明確化が必要（アンケート回答）

2 分担・配分の取決め

都道府県と市町村で、品目・数量の分担や配分を取り決める

委員のご意見

・能登半島地震では県の備蓄が十分に機能しなかった。平時から協議する場が必要（第1回）

・既に明確に分担している場合は既存の方法も認めてもよいのでは（アンケート回答）

3 広域調整

広域災害時、市町村間の支援や物資の配送を都道府県が調整する

委員のご意見

・熊本地震では県の拠点への集約に時間を要した。民間倉庫からの直送も有効（第1回）

前提：法改正を求めるものではなく、現行の法令・防災基本計画を前提に、ガイドライン等で都道府県の役割を示す

ご意見を伺いたい点

① **都道府県の役割の範囲：** 都道府県の役割を市町村の「補完」とするか、把握・取決め・調整のどこまでを都道府県に求めるか
└ アンケート回答：「補完」にとどめるか、市町村と同程度まで踏み込むかで整理が変わる（踏み込む場合は法令上の位置付けが必要）

② **都道府県が備える物資：** 都道府県は、基本8品目やベッド等、市町村だけでは確保しにくい物資を中心に備える考え方についての意見
└ アンケート回答：都道府県は市町村の備蓄を補完する役割。市町村単独では確保しにくい物資を中心に補完することも考えられる

③ **割合での分担：** 割合で分担する場合、減算の上限を「都道府県が実際に持っている量」とする整理でよいか。既存の「市町村1日分・都道府県1日分」といった分担をどう扱うか
└ アンケート回答：割合での分担は「可」1名・「条件付」5名。帳簿上ではなく、3日目までに配れる実量を上限にとの意見

④ **都道府県備蓄の配置：** 同時被災を避けるための分散保管や、孤立が想定される地域への事前配置を、どこまで都道府県に求めるか
└ アンケート回答：孤立が想定される地域には、あらかじめ備蓄を分散配置する案も

⑤ **都道府県以外の担い手と小規模市町村への配慮：** 政令市・都道府県庁所在市やエリアごとの幹事市町に担ってもらう役割はあるか。財政力の小さい市町村に過度な負担が生じないための配慮は
└ アンケート回答：県や大規模自治体が確保し、他の市町村へ配分する仕組みも検討を

【Q3】住民備蓄の扱い（案）

条件付きで対象

住民調査等で備蓄の実態を把握している場合の（避難所）避難者持参分
例：静岡県は県民意識調査で家庭備蓄を毎年把握（ただし啓発目的の調査で、減算を目的としたものではない）

条件付きで対象

地区防災計画等で品目・数量・保管場所を明記した、地区・自主防災組織の備蓄
計画に明記され、定期点検で確認できる数量を用いる

対象外

周知・啓発（呼びかけ）のみの備蓄
周知・推進をしているだけでは、減算の根拠とするのは難しい

在宅避難との関係

- 住民備蓄は、在宅避難の備えとしても重要
- 自治体が「住民に備えてほしい量」を示し、備蓄を促すことは大切。ただし減算とは切り分けて、ガイドラインで促進策として示すという案も
- ※アンケート回答：「在宅避難の備えとして別に整理」5名、「減算で扱う（一定量まで）」1名、無回答1名

【参考】※減算する“地区ごと”の住民備蓄量は、対象地区の人数（N）に1人1日当たり必要な量（ci）、備蓄が見込める日数、（※見込み率）を乗じて算出
【計算式（案）】：地区の住民備蓄量＝ N × Ci × 見込み日数 ×（見込み率（備蓄している住民の割合））

N：対象地区の人数
Ci：1人1日当たりの必要量
見込み日数：住民による備蓄を見込む日数
※見込み率：備蓄している住民の割合

※アンケート等で地区の備蓄率を把握できる場合、備蓄率を係数として掛ける整理も

ご意見を伺いたい点

① **減算に含めるか：** 原則は減算に含めず在宅避難の備えとして整理し、実態を把握できる場合に限って減算で見込む整理でよいか
└ アンケート回答：「在宅避難の備えとして別に整理」5名。避難者が持参する量は事前に確定できないため、原則減算しないとの意見

② **「実態を把握している」の基準：** 調査の方法・頻度・回答率など、何をもって把握しているとみなすか。既存の意識調査を減算の根拠に使えるか
└ 静岡県の県民意識調査は啓発・防災対策の参考が目的で、減算のための調査ではない

③ **見込み日数・見込み率：** 国が標準値を示すか、自治体が調査で設定するか
└ 標準値を示せば使いやすい一方、地域差（住宅事情・被害想定）を反映しにくい

④ **地区・自主防災組織の備蓄：** 避難所向けか在宅向けかを区別する必要はあるか。数量まで求めると、結果として自治体の費用負担につながらないか
└ アンケート回答：計画に品目・数量・保管場所を明記し、点検で確認できる分に限るとの意見

⑤ **減算と切り分けた促進策：** 減算に含めない場合、ガイドラインでどのような促進策（備えてほしい量の提示、調査による把握など）を示すか
└ 第1回：在宅避難を含めた整理が必要との意見

【Q4・Q5】数量の確約がない協定の扱い（案）と、協定・契約に定めるべき事項

選択肢	考え方	メリット	懸念
A 含めない	数量確約のない協定は減算0（4日目以降の補完として位置付け）	確実性が高い	既存協定の多くが減算対象外となる
B 一定割合で含める	数量の定めがない協定でも、一定割合を減算	既存の協定を活かせる	減算割合の根拠設定が難しい
C 取決めがあれば含める	確保数量と費用分担を取り決めた分のみ	裏付けが明確	企業側の負担が増えるおそれ

方向性（案）：
数量の確約がない協定は「A」とし4日目以降の補完に位置付け（アンケート回答：「不可」6名・保留1名）。数量の約束がある協定は「C」とし、企業の負担に配慮した取決めがある分を対象とする。「届くか」は輸送の取決めや在庫確認・訓練で並行して確認する（p.7）

ご意見を伺いたい点

① **A／Cの二分：** 数量の約束の有無でA／Cに分ける方向性でよいか。最低限の供給量を見込める協定の扱いは
└ アンケート回答：一律ゼロではなく、最低限の供給量を見込める協定は対象とする意見も

② **企業が協力しやすい仕組み：** 数量の約束は企業の負担になる。費用分担・在庫共有・要請条件など、何があれば協力しやすいか
└ アンケート回答：自治体の費用負担、最低確保数量と在庫共有、要請条件の明示、複数の輸送手段など

③ **店舗在庫と倉庫在庫：** 変動が大きい店舗在庫は対象から外し、企業倉庫の在庫に限るか
└ 第1回：企業在庫は倉庫在庫と店舗在庫を分けて考えた方がよい

④ **被災地内の倉庫（Q5）：** 被災地内の倉庫分を「一部」減算とする場合、何を基準に一部とするか
└ アンケート回答：「一部のみ減算」5名、「全量減算」1名、「減算しない」1名

⑤ **小規模自治体での活用：** 契約は財政力のある自治体に限られやすい。都道府県や大規模自治体が確保し、配分する仕組みは
└ アンケート回答：小規模自治体ほど企業に在庫確保を求めにくいとの意見

協定・契約に定めるべき事項（案）

費用負担
保管料・管理料・入替え・輸送費の分担を明確に（**自治体の費用拠出が確約の前提との意見**）

確保数量の確認
「常に確保する最低数量」を決め、在庫データの定期共有や双方での確認で確かめる

対象とする在庫
企業倉庫の在庫か店舗在庫かを明確にする

拘束力
協定か業務委託契約かで、履行責任が異なる

優先順位
国と自治体の要請が重なった場合の判断基準

輸送
要請の時期・納期・引渡し方法・輸送主体を事前に取決め。輸送手段は複数確保

保管場所
被災地内の倉庫の場合、代替の保管場所・輸送手段を確認

※事例（広島県×日清食品HD）：平時から協定数量を上回る在庫を物流倉庫で確保。ただし国のプッシュ型支援を優先する場合など、協定数量を常に確約できるものではない

【Q1～Q5】モデルケース案※減算のみならず4日目以降の補完も含む

類型	事例〔出典〕	仕組み
Q1 分担備蓄	鳥取県〔第1回資料〕	県と市町村が品目・数量を事前に分担
	大阪府〔第1回資料〕	府と市町村が1:1の割合で分担
	和歌山県〔第1回資料〕	県と市町村が1:1:1の割合で分担
	徳島県〔委員〕	南海トラフ地震を想定し「県及び市町村の災害時相互応援協定」に基づく協議会で、県・市町村の役割分担や備蓄目標を定めた「備蓄方針」を策定。県・市町村備蓄（避難所ごとの備蓄状況）の所在等を公表
	静岡県〔第1回資料・定例〕	県は現物を持たず、減災交付金で市町の取組を財政支援（R8県予算25億円）
Q2 市町村間連携 ※掲載事例は4日目以降の補完の例	南アルプス市×穴水町〔第1回資料〕	姉妹都市間で災害時の相互援助協定を締結。能登半島地震では、南アルプス市の備蓄から食料5,000食・水4,800本等を発災4日後に搬送 https://www.city.minami-alps.yamanashi.jp/docs/15947.html
	立川市×寝屋川市〔第1回資料〕 「災害アライアンスに関する協定（寝屋川市・立川市“同盟”）」	遠隔地の自治体間で備蓄の一部を共同保有。一方の被災時には、もう一方が物資調達・プッシュ型供給を実施 https://www.city.neyagawa.osaka.jp/organization_list/kikikanri/bousaika/kyoutei/27122.html
Q3 住民備蓄	静岡県〔第1回資料〕	県民意識調査で家庭備蓄を毎年把握。食料92.7%・水93.0%が備蓄あり（7日分以上は食料20.0%・水26.6%、R7） 調査目的：県民への防災に対する啓発を行うとともに、調査結果を今後の防災対策に役立てるため 👉住民備蓄における減算目的の調査ではない https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/sonae/1040807/1078215.html
Q4 企業との協定	広島県×日清食品HD〔委員〕	通常の流通在庫から最大5万食を供給する協定。ただし、供給可能な範囲での対応であり、全量を確実な備蓄として見込むことは難しい
Q5 企業との契約	横浜市×スギHD〔委員〕	市の備蓄庫（無償提供）に企業商品を置き、原則1年で企業が入替
	西宮市×良品計画〔第1回資料〕	品目・数量を事前に設定し、店舗の販売在庫として日常的に回転。災害時は市の要請に応じて供給 http://www.city.nishinomiya.lg.jp/shisei/koho/shashin-news/2024/202401/20240131photonews.html
	コープさっぽろ〔委員〕	店舗・宅配物流・食品工場等の既存網を活用し、平時は商品として流通、有事は自治体へ配送。 👉一定数量を確保しながら商品を回転させる広域ローリングストック

※モデルケースについて委員の皆様がお持ちの事例があれば広くご共有いただきたい

官民連携分科会

今後の進め方・委員の皆様へのお願い

11/13（本日）	11/19	11/24	12/3
分科会 第2回 条件の具体案・役割分担案の検討	**検討会 第2回** 分科会の中間報告	**分科会 第3回** モデルケース集・型の整理	**検討会 第3回** 分科会の最終報告・確定

委員の皆様へのお願い（宿題）

1. **本日の条件案・方向性への追加のご意見** 追加のご意見は、会議後にお送りするアンケート回答でも受け付けます
2. **モデルケースとして紹介可能な事例のご提供** 実際に届いた／届かなかった事例、運用上の工夫など
3. **中間報告案への事前コメント** 第2回検討会（11/19）に向けて

ご回答アンケート回答と期限は、後日事務局よりご案内いたします。※議事要旨は委員の皆様にご確認いただいたうえで、ホームページに掲載します。